



CRR DISCUSSION PAPER SERIES J

Discussion Paper No. J-13

非金融負債会計の再構築序説
(改訂版)

赤塚 尚之

2011年5月

Center for Risk Research
Faculty of Economics
SHIGA UNIVERSITY

1-1-1 BANBA, HIKONE,
SHIGA 522-8522, JAPAN

滋賀大学経済学部附属リスク研究センター
〒522-8522滋賀県彦根市馬場1-1-1

非金融負債会計の再構築序説（改訂版）

赤塚 尚之（滋賀大学）

n-akatsu@biwako.shiga-u.ac.jp

1. はじめに

企業結合に際した偶発負債の会計処理との整合性等を念頭に置いた IAS 第 37 号の改訂プロジェクトに端を発し、新たに IFRS を公表することを目指す IASB の「負債プロジェクト」にみられるように¹、いわゆる「非金融負債」²の会計は、大きな転換期を迎えようとしている。

今日まで、財政状態計算書（貸借対照表）本体により多くの負債を計上したほうが会計情報としての有用性が高まるという考え方が支配的であり、非金融負債についても、会計情報を拡大するためのしくみを模索することが議論の中心となってきたといつてよい。そして、近年、非金融負債に対する公正価値測定の適用を示唆する議論が多かった。もっとも、個別論点として議論することの限界であろうか、公正価値測定そのものをめぐる諸課題について、非金融負債会計の文脈で十分に検討されることは多くなかったように思う。

会計理論にはいまだ究明されていない命題も多く、制度設計には検討の余地が残されている。本稿では、非金融負債会計の主要論点について、議論の動向に触れて検討課題を浮き彫りにするなかで、筆者なりの問題意識を明らかにしていく³。本稿は、非金融負債会計のグランドデザインを模索するための序説としての性格を有している。

2. 負債の定義と範囲

2.1 法的債務以外の債務の取扱い

概念書のレベルでは、ある項目が会計上の負債であるためには⁴、それが特定の経済主体

¹ 一連のプロジェクトにおいて、IASB は、次の 3 つの草案を公表している。

公開草案「IAS 第 37 号引当金、偶発負債および偶発資産と IAS 第 19 号従業員給付の改訂」（IASB 2005）

公開草案「IAS 第 37 号における負債の測定」（IASB 2010a）

作業草案「負債」（IASB 2010b）

² IASB のプロジェクトには単に「負債」と名称が付されているだけであるが、本稿では、検討対象が金融負債以外の負債であることをより明確にすべく、「非金融負債（non-financial liability）」と表記する。

³ なお、紙幅の都合上、本稿では、基本事項に関する記述や説明を大幅に割愛している。厳密な文言その他については、読者諸賢によって確認されたい。

⁴ IASB の「フレームワーク」において、負債とは、「過去の事象の結果として生じる経済主体の現在の債務であり、当該債務の決済に際して経済的便益を意味する資源が当該主体から流出すると予想されるもの」（Framework, par. 49 (b)）をいう。また、FASB の概念書第 6 号「財務諸表の構成要素」において、負債とは、「過去の取引または事象の結果として、特定の経済主体が他の経済主体に対して、将来、資産を移転するかまたは用役を提供するという現在の債務から生じる、蓋然性の高い将来の経済的便益の犠牲」（FAC6, par. 35）をいう。

の「現在の債務 (present obligation)」⁵であることが必須となっている。ここに特定の経済主体が「現在の債務」を負うとは、当該主体が相手方または第3者への資源流出(将来の犠牲)を回避する余地 (discretion) がないか、あったとしてもほとんどない (little or no) 状況にあることを意味する (Framework, par. 61; FAC6, par. 36)。また、現在の債務は、法的債務のほか、「推定債務 (constructive obligation)」や「衡平法上の債務 (equitable obligation)」から生じることが明らかにされている⁶。

このような概念規定を受け、基準書のレベルでは、推定債務や衡平法上の債務から生じる項目を法的債務から生じる項目と同等に会計上の負債として扱うこともできるし、時にそのように扱わないこともできる。具体的には、IAS 第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」は、負債たる引当金が推定債務からも生じうるとしている (IAS37, par. 14 (a))。他方、FASBの基準書第143号「資産除去債務の会計」(ASC, Subtopic 410-20へと移行)は、資産除去債務の範囲を法的債務(ただし、法的債務として約束手続に基づく推定債務を含む)に基づく項目に限定した (FAS143, fn. 1)。従来、負債概念は拡大する方向で変遷し⁷、それに伴い具体的な会計処理の対象も拡大し、会計情報の拡充が図られてきたと解されるが、今日では会計上の負債の範囲を縮小する傾向が顕著となっている。

IASBとFASBによる「概念フレームワークプロジェクト」(フェーズB)では、負債が特定の主体に帰属する項目であることをより明確にすべく、新たに「強制 (compulsion)」という表現を用いる (IASB 2006a, pars. 32-33)。この「強制」という概念には、①裁判所の判決や法に由来する「法的強制 (legal compulsion)」、②個々の良心や正義感に由来する「倫理的強制 (moral compulsion)」、③経済的合理性に由来する「経済的強制 (economic compulsion)」の3種類がある。当該プロジェクトでは、概念上、会計上の負債は、法的強制に加えてそれと同等の強制に由来する項目に限定すべきと提案⁸されている (IASB 2006a, par. 64)。これは、①外部からは真に倫理的または経済的強制を自覚しているかについて当該主体が何らかの犠牲を払うまで確認できないことや、②倫理的または経済的強制を根拠とした項目を負債として認定するに際して恣意性が介入し、判断結果が主体間で異なりうることから、ひいては比較可能性を損なう可能性があることが理由とされる (IASB 2006a,

⁵ 本稿では、“obligation”を一律に「債務」と訳出する(「義務」や「責務」と訳されることも多い)。

⁶ 推定債務は、「(a) 確立された実務慣行、明言された方針、または十分に明確な最新の文書をつうじて、経済主体が第3者に対して義務を負担することを示唆しており、(b) その結果として当該主体が義務を履行するであろうという妥当な期待を第3者に抱かせる、当該主体の事業活動に起因する現在の債務」(IAS37, par. 10)と定義される。また、衡平法上の債務は、倫理・道徳上の制約、つまり、良心や正義感から正しいと信じる行為を第3者に対して行う義務感から生じるとされる (FAC6, par. 40)。

⁷ この点については、例えば徳賀(1994)を参照されたい。

⁸ なお、このような提案は、「約束手続 (promissory estoppel)」に基づく推定債務を除外するわけではなく、会計上、推定債務に基づく負債項目が完全に排除されるわけではない (IASB 2006a, pars. 54-55)。また、今のところ法的強制と「同等の強制 (compulsion of equivalent force)」の意味は明確にされておらず、概念書または基準書レベルにおいて何らかの指針が必要となるであろう。ちなみに、負債の定義について、「経済主体の負債とは、債務者たる経済主体が負担する現在の経済的債務」と暫定的に定義されている (FASB and IASB 2008, par. 8)。ここで「債務者 (obligator) たる経済主体」とは、強制可能な法またはそれと同等の規制が存在する経済的債務を創出した主体をいう (FASB and IASB 2008, par. 8)。

par. 60)。

もっとも、会計上の負債の範囲について比較可能性を軸とした議論には、検討の余地が残されている。例えば、環境法の整備が相対的に不十分な新興国において事業活動を営む経済主体は、倫理的・経済的な見地からいわゆる環境負債を計上することはできなくなる⁹。他方、法の整備状況を除く他の条件が同一であれば、環境法が整えられた先進国では、法的強制を根拠として負債を計上することが文字どおり強制される。ここで、国や地域のあいだには少なからず法制にばらつきがあり、また、法は必ずしも常に完全な規範を与えるものではないはずであるから、法の整備状況に左右された会計処理の結果を、むしろ実態と乖離したものと否定的に捉えることもできるはずである。このように考えると、会計情報の質的特徴のひとつである「比較可能性」(FAC8, Chapter 3, pars. QC20-QC25)の解釈とその運用が¹⁰、議論の方向性を左右する要因たりうるように思われる¹¹。

2.2 条件付債務の履行を待機する現在の債務（待機債務）

FASBの枠組みでは、保証債務や条件付資産除去債務について、「条件付債務 (conditional obligation)」と、条件付債務の履行を待機する「無条件債務 (unconditional obligation)」の2段階の構成としたうえで、後者に焦点を当てて会計処理を規定している。また、IAS第37号の「改訂草案」(IASB 2010a)とIAS第37号に代えて公表する予定のIFRSの作業草案「負債」(IASB 2010b)は、決済時期や金額に不確実性を抱えるより多くの負債にこの考え方を適用することにより、現行のIAS第37号による引当金と偶発負債の会計処理の体系を概念レベルから再構築することを試みている。作業草案「負債」は、環境修復負債を例として挙げている。つまり、環境修復義務を負う他の主体が義務を履行しない場合にその主体に代わって履行義務を負う主体は、直ちに具体的な修復義務を負うわけではないが、その段階から条件付債務を負い、かつ、条件付債務を履行することを待機する現在の債務（無条件債務に該当する）を負う¹²こととなる (IASB 2010b, par. 19)。

なお、負債が存在する根拠となる「現在の債務」が一律に無条件債務から生じると解すれば、現行制度の中心概念のひとつである「偶発負債 (contingent liability)」の存在意義が希薄となる。IAS第37号において、偶発負債は、端的に言えば、①そもそも負債の定義を充足しない「潜在的債務 (possible obligation)」と、②負債の定義は充足するもののIAS第37号の認識要件を充足しない項目（蓋然性が高くないか、測定の信頼性が担保されない項

⁹ Rogers (2005, p. 6) は、環境負債に関連して、法的債務以外の債務の存在の重要性を示唆している。

¹⁰ このような観点とは別に、財務報告の媒体としての財務諸表の位置づけから、財務諸表の構成要素のあり方を検討する試みもみられる。長束 (2010, p. 110) は、昨今の投資情報の拡大に着目し、財務諸表が過去の実績に関する情報を提供する役割を担う媒体であると位置づければ、会計上の負債については法的債務性を具備した確定性の高い概念規定が行われるべきことを示唆している。

¹¹ 会計情報の質的特徴に関連して、FASBは、2010年に概念書第8号「財務報告の概念フレームワーク」第1章 一般目的財務報告の目的 第3章 有用な財務情報の特徴」を公表している。

¹² このような構造を有する負債は、時に「待機債務 (stand ready obligation)」とよばれることもあるが、今後は待機債務という用語を使用しない方向で検討が進められている (IASB 2009a, par. 9)。

目)を併せて収容する区分となっている¹³。しかし、無条件債務が現在の債務の発生源泉であるとすれば、現在の債務ではない潜在的債務を収容するための偶発負債という分類は不要である¹⁴。負債の定義は充足するものの引当金の認識要件を充足しない項目は、「未認識の現在の債務」と整理すればよいだけである (IASB 2005, par. BC30)。

なお、無条件債務という考え方を種々の負債項目に適用すると、外観上、将来の事象に起因する将来の債務が、現在の債務であるかの誤解を与えるおそれがある。例えば、ある地域の環境法規制が当該規制の違反に起因する環境汚染や人的被害にかかる補償を定め、当該地域で事業活動を営むある主体が当該規制に違反している事実が発覚したものの、その段階では違反に伴う環境汚染や人的被害が現実には生じていないケースである (IASB 2006c, pars. 26-27)。ここで、規制違反という事実は明白であるものの、その事実をもって直ちに未発生の環境汚染や人的被害に基づく補償義務の履行を待機する無条件債務が生じると解するには無理があるといわざるをえない。なぜなら、そもそも規制に遵守するよう改善に努める等、当該主体には環境汚染や人的被害の発生を回避する余地が認められるからである。つまり、実際に損害補償にかかる現在の債務を負うには、規制違反による環境汚染や人的被害といった損賠補償に直結する事象が確認されなければならない。このような議論の核心が、債務発生事象¹⁵の捉え方の問題であるとすれば¹⁶、無条件債務を捕捉する考え方に決定的な瑕疵はないということになる。

非金融負債の発生源泉としては、①条件付債務のみから生じる、②項目に応じて条件付債務または確定債務のいずれかから生じるという 2 つの考え方が識別されてきた¹⁷。負債の発生源泉を一律に無条件債務に求める考え方は、これらに代わる新たな考え方を提示し

¹³ 偶発負債とは、「(a) 過去の事象に起因する潜在的債務であり、経済主体が必ずしも支配可能とはいえない将来のひとつまたは複数の不確実な事象の発生または不発生によってその存在が確認される債務、または (b) 過去の事象に起因する現在の債務ではあるが、(i) 債務を決済するために必要な経済的利益を意味する資源が流出する蓋然性が高くないか、(ii) 信頼に足りる測定が不可能であることから未認識となっているもの」(IAS37, par. 10)をいう。

¹⁴ そのほかにも、性質の異なる 2 つの項目を偶発負債と一括りにする現行の IAS 第 37 号の用法は概念上好ましくないことも、偶発負債を削除する理由とされる (IASB 2006b, pars. 9-10)。

¹⁵ 債務発生事象とは、「当該主体が当該債務を決済すること以外の現実的な選択肢がない法的債務または推定債務を生じさせる事象」(IAS37, par. 10)をいう。

¹⁶ このことに関連して物議を醸す最たる例は、訴訟のケースである。つまり、訴訟が提起された段階から、被告たる主体に損害賠償の支払いを待機する現在の債務が発生すると解してもよいかという問題である。この点について、IAS 第 37 号の「改訂草案」の段階では、訴訟の提起が損害賠償にかかる現在の債務の発生に直結するとされていたが (IASB 2005, par. 26 ; Illustrative Examples, Example 1)、その後、そのような提案は撤回されている (IASB 2006d, pars. 47-59)。このことに関連して、IASB は、待機債務が直接的に経済的資源の移転をもたらすわけではないとし、待機債務が発生して経済的資源の移転が生じるあいだには、特定の事象の発生によって生じる新たな債務 (他の無条件債務) が介在するとしている (IASB 2009a, par. 18 (c))。

¹⁷ 徳賀 (1999, p. 160) は、IAS 第 37 号にいう引当金の発生源泉について、①「不確定義務」(過去の事象に起因して発生する可能性が高いものの将来キャッシュアウトフローの金額や時期が確定していない義務)と、「偶発義務」(過去の事象に起因して発生する可能性があり、その発生が企業の支配能力外にある事象の発生や未発生によって確認される義務)の 2 種類があるとする「2 系統論」と、②偶発義務のみとする「単系統論」の存在を識別している。ちなみに、徳賀 (1999, pp. 162-163) は、製品保証であればある確率で必ず発生する性質を有し、他方、保証債務は債務不履行という事実が発生しなければ補償義務が確定しない性質を有すると解されることから、2 系統論によって解釈すべきことを示唆している。

ている。もっとも、このような考え方が、従来の2つの考え方と比べて概念的にも制度的にも優れたものであることは十分に論証されてはいない。例えば、条件付債務の位置づけについては、法学領域との整合性が問題視されるはずである。

3. 負債の認識

3.1 高度の蓋然性要件の要否

伝統的には、認識に際して「高度の蓋然性」を要求することが、非金融負債会計のひとつの象徴となってきた。FASBの基準書第5号「偶発事象の会計」(ASC, Topic 450へと移行)は、「偶発損失(loss contingency)」に対して、「高度の蓋然性」と「測定可能性」の2要件を設定し、確実性の高い項目のみを財務諸表に計上するしくみ¹⁸を設けた(FAS5, par. 8)。また、IAS第37号も、引当金の認識について次の3要件を設定している(IAS37, par. 14)。

- (a) 過去の事象の結果として現在の債務(法的債務または推定債務)を負うこと
- (b) 当該債務を決済するために経済的便益を意味する資源の流出を伴う蓋然性が高いこと
- (c) 当該債務の金額について信頼に足りる見積りが可能であること

上記の要件(b)は蓋然性について¹⁹、また、要件(c)は測定可能性についてそれぞれ言及した要件である。なお、要件(a)は負債の定義の充足を確認する要件であるから、「決済時期または決済金額に不確実性の介入する負債」(IAS37, par. 10)たる引当金の認識に際してこれを所与とすれば、IAS第37号も具体的な要件として高度の蓋然性と測定可能性を要求していることとなる。このような伝統的な要件とは別に²⁰、近年、高度の蓋然性を(少なくとも)明示的に要求しない認識要件が設定されるようになってきている。FASBの枠組みでは、資産除去債務について「公正価値の測定可能性」を唯一の認識要件とした(FAS143, par. 3)。また、IAS第37号の「改訂草案」とIFRSの「作業草案」も、次の2要件を提案している(IASB 2005, par. 11 ; IASB 2010b, par. 7)。

- (a) 負債の定義を充足すること

¹⁸ 蓋然性については、高いほうから、①「蓋然性が高い(probable)」、②「相当程度の蓋然性が認められる(reasonably possible)」、③「蓋然性は乏しい(remote)」の3つに区分され(FAS5, par. 3)、①のみが認識対象となる。また、測定可能性については、測定額に幅が生じる場合、解釈指針第14号「損失額の合理的見積り」(ASC, Topic 450-20-30-1へと移行)に基づき、範囲内の額はすべて合理的な見積額であると解されてきた(FIN14, par. 3)。

¹⁹ IAS第37号は、蓋然性の程度を「ある事象が生じる確率よりも生じない(more likely than not)確率のほうが高い水準」(50%超)に設定している(IAS37, par. 23)。ちなみに、FASB(2005, par. 16)やBotosan et al.(2005, p. 161)は、蓋然性に関する基準書第5号の要求水準がIAS第37号よりも高いと一般に解されることを示唆している。

²⁰ 伝統的な基準レベルの認識要件は、概念レベルの認識要件と齟齬をきたすことはないといってよい。なお、IASBの「フレームワーク」は、負債の認識に際して蓋然性を要求しているが、FASBの概念書第5号「営利企業の財務諸表における認識と測定」は、財務諸表の構成要素の認識要件として蓋然性を明示的に要求していない(Framework, par. 91 ; FAC5, par. 63)。もっとも、概念書第5号が蓋然性を要求しないことには、定義の段階(概念書第6号)で蓋然性に関する記述が盛り込まれていることによるものと推察される。

(b) 信頼に足る測定が可能であること

負債の認識に際した蓋然性の判断は一律ではなく、財務諸表作成者（または監査人）の判断に大きく依存すること、金額の多寡にかかわらず事象そのものの蓋然性によって認識を判断すること、さらには、蓋然性要件を充足しない項目の認識を一律に棄却することといった伝統的な会計実践の特徴を否定的に捉えれば、近年提案されることの多い蓋然性要件を削除した会計実践は、好まれるべくして好まれるようになるわけである。

3.2 周辺議論との関係

蓋然性要件の要否は、周辺議論をつうじて、一定の合理性をもって決定することもできる。蓋然性要件の要否に影響を及ぼす要素は多く存在するが、ここでは蓋然性要件を削除する方向に作用する2つの要素を取り上げてみよう。ひとつ目の要素は、「条件付債務の履行を待機する現在の債務（無条件債務）」を捕捉する考え方である。この考え方によれば、現在の債務は無条件債務から生じると解される。そこで、負債の認識要件である蓋然性要件は、条件付債務ではなくて負債の定義を充足する根拠となる無条件債務に適用されることとなる²¹。ここで、IASBは、無条件債務は蓋然性要件を常に充足するため、蓋然性要件を明示する必要はないと結論づけている（IASB 2005, pars. BC40-BC41, BC47）。

そうであるならば、無条件債務を負う段階から、当該主体にとっていかなる資源が流出する蓋然性が常に高いかが明らかされなければならない。この点について、「改訂草案」は、「フレームワーク」が財務諸表の構成要素の認識に際して、資源の流出として「用役の提供」（Framework, pars. 62 (c), 83 (a), and 91）をも想定している点に着目した。つまり、無条件債務を負う主体は、一定期間にわたり条件付債務の履行を「待機する」という「用役」を提供しており、かかる用役提供をもって資源流出が生じ、かつ、そのような資源流出の蓋然性は常に高いと解するわけである（IASB 2005, pars. BC42-BC43）。したがって、無条件債務を一律に捕捉するならば、負債の認識要件として蓋然性要件を明示しなくともよいだろう。

次に、蓋然性要件を削除することに直結するもうひとつの要素は、負債の測定額の意味（測定属性）である。IAS第37号の「改訂草案」は、非金融負債を「貸借対照表日（報告期間の終了日）における債務の決済または移転にかかる（相手方または第3者への）合理的支払額」をもって測定することを強調した（IASB 2005, par. 29）。これは、負債を、ある将来事象の実際の結果に基づく唯一の支払額を意味する「最終的な決済額（ultimate settlement amount）」ではなく、報告期間の終了日時点の決済額または移転額を意味する「現時点の決済額（current settlement amount）」をもって測定すべきことを強調するためとされ

²¹ したがって、条件付債務の状況は測定額に反映されることとなるが、田中（2010, p. 22）は、将来に一定の事象が発生する蓋然性を測定の際で考慮に入れるということは、現在の無条件債務ではなく将来の条件付債務を測定し、結局のところ将来の条件付債務を認識していることとなると指摘している。

る (IASB 2006c, par. 38)。

ここで、会計専門家の多くは、将来事象の最終的な結果にかかる蓋然性を予測し、最も可能性のある結果に基づく決済額を測定することを前提とし、伝統的に測定額として上記の「最終的な決済額 (原価)」を想定してきたようである。また、IASB が強調した「現時点の決済額」という「価値」を測定するに際して、最終的な結果が生じる蓋然性のみを報告期間の終了日ごとに判断する意義は乏しいようである。つまり、「現時点の決済額」と蓋然性要件の組合せは、適合性が相対的に低いということになる。したがって、測定属性を「現時点の決済額」とした場合には、蓋然性要件を省略する余地が生じることとなる。

蓋然性要件が省略可能ならば、認識要件として不可欠となるのは、①負債の定義の充足と、②負債の定義を充足した項目の測定可能性の2要件となる。ちなみに、負債の定義の充足を所与とすれば、FASB の基準書第 143 号等のように、測定可能性のみを認識要件として明示することが最も合理的であろう。このように、蓋然性要件をめぐっては、あらかじめ負債の構造や負債の測定属性の議論着目し、これらについて説得的な結論を導き出すことによって、その取扱いを従属的に決定することも一定の合理性 (さらには整合性) を有しているのではないかと筆者は考えている。

4. 負債の測定

4.1 測定属性

従来、不確実性を有する非金融負債については、将来における最終的な決済額を予測し、それを各会計期間の収益に対応させるかたちで配分することによって蓄積された額が負債の計上額となると理解されてきた。FASB の概念書第 7 号は、このような測定額の属性を「原価累積 (cost-accumulation/cost-accrual measurements)」²²とよぶ。基準書第 5 号のように負債測定額として原価累積を前提とした枠組みが今もなお堅持されつつ、資産除去債務に代表されるように特定の負債項目に対しては公正価値が用いられ、さらには公正価値の見積技法として「期待現在価値法 (expected present value technique)」の適用が想定されている。FASB の枠組みには、非金融負債について原価累積と公正価値という 2 つの測定属性が併存する格好となっているが、これは個々の項目の性質に根ざした結果ではない。つまり、借方項目である偶発損失の認識要件を定めて間接的に負債の認識を促す基準書第 5 号と、資産除去債務の認識要件を直接に定める基準書第 143 号等とのあいだには、現在価値測定の見積技法の向上 (端緒は概念書第 7 号による「期待キャッシュフローアプローチ」の提唱) のほか、依拠する会計観の相違が色濃く反映されている。このように、会計観にまで遡らなければならない点に、非金融負債の会計問題を検討することの奥深さや難しさが

²² 概念書第 7 号は、原価累積を「経済主体が想定期間において資産を取得するため、または負債を決済するために生じると予想される原価 (費用) を把握するための属性」と定義している (FAC7, par. 24)。

ある。なお、近年、FASB は、比較可能性と収益認識の点において²³、公正価値を優位な測定属性と位置づけている。

伝統的な枠組みと比べて、公正価値を測定属性として、蓋然性要件を削除したうえで公正価値を推定するために将来キャッシュフローの見積りに期待値を用いる期待現在価値法を用いれば、会計情報の拡充が促進されることは想像に難くないだろう²⁴。本稿の冒頭でも触れたように、非金融負債についてこれまでに展開されてきた議論は、このような理解で一致してきたはずである。しかし、非金融負債の公正価値測定に好意的な論者のなかには、現在価値によって推定される公正価値の特性ではなく、公正価値を推定するための現在価値計算において用いられる期待値の特性による効果を見越した論者もみられたように思う。これは、非金融負債を個別論点として議論することの限界を意味しているのであろう。理想をいえば、測定属性の選択に際しては、選択される測定属性が他の属性と比べて絶対的な優位性を有していることを論証することが求められるはずである。

他方、IASB の負債プロジェクトにおいても、非金融負債の測定モデルが模索されている²⁵。IASB は、非金融負債の測定属性として、「現時点の決済額」を想定している。非金融負債の測定に関する「公開草案」(IASB 2010a) とその内容を引き継いだ「作業草案」(IASB 2010b) は、有形固定資産の減損会計の手続きと同様、経済主体にとっての「価値最大化行動 (value-maximizing behavior)」を前提として、負債を「現在の債務から解放されるために、報告期間の終了日において当該主体が支払うであろう合理的な金額 (amount that it (筆者注: it は an entity を指す) would rationally pay at the end of the reporting period to be relieved of the present obligation)」をもって測定することとし、当該金額は次の 3 つのうちの最も小さい額として決定される (IASB 2010a, pars. 36A and 36B ; IASB 2010b, pars. 36A and 36B)。

- (a) 債務を履行するために必要となる資源の現在価値
- (b) 債務を取り消す (cancel) ために必要となる額
- (c) 債務を第 3 者に移転する (transfer) ために必要となる額

なお、この測定モデルは、3 つの測定額を同列に扱うわけではない。報告期間の終了日において当該主体が現実的に債務を取り消すかまたは第 3 者に移転することができない場合には、(a) 「債務を履行するために必要となる資源の現在価値」が優先して用いられ、測定に際して期待現在価値法を適用することとなっている (IASB 2010a, par. 36C ; IASB 2010b, par. 36C)。

「現時点の決済額」を測定額とする IASB の測定モデルは、①蓋然性要件を明示する必

²³ この点については、Foster and Upton (2001) を参照されたい。

²⁴ ちなみに、訴訟に関して、IASB (2010c, pars. 4-13) は、蓋然性要件を削除しても、①訴訟の提起により直ちに現在の債務が生じるわけではないから、すべての訴訟に関する負債を認識することにはならないこと、②通常、蓋然性要件を充足していなければ現在の債務を負う状況にないことから、現状よりも多くの負債を認識することにはならないはずであることを示唆している。

²⁵ 測定モデルの変遷については、赤塚 (2010, pp. 167-185) を参照されたい。

要がないということと、②単一の負債に期待値評価を行うことに対して、合理的な根拠の基礎を形成する。①については、先述のとおり、測定に際して報告期間の終了日において起こりうる結果を可能な限り勘案する必要があるならば、測定額として期待値を用いることがより適合的と考えられる。また、②については、現行の IAS 第 37 号は「単一の負債」か「ポートフォリオ（集合体）の負債」²⁶であるかに応じて、会計処理を区別するものと解されてきた²⁷。しかし、IASB が提案した測定モデルでは、あくまでも現時点の「価値」を測定することを目的としていることから、たとえ離散的な分布をとるような単一事象であったとしても²⁸、起こりうる唯一の事象の結果に基づく測定額（最頻値）ではなく、あらゆるシナリオを織り込むことのできる期待値がより適合的な測定額となる。

もっとも、IASB の測定モデルにおいて使用される属性は明確に定義されたものではなく、概念上、とくに公正価値との関連に注意しなければならない。IASB の測定モデルには、測定額として第三者に移転を想定した額（上記 (c)）が盛り込まれており、事実上の公正価値とみなしてもよい要素も含まれている²⁹。このことから、IASB の新たな非金融負債会計の枠組みが公正価値測定を採用していると明言する論者もみられる。しかし、少なくとも形式上、IASB の枠組みは、非金融負債の公正価値測定を提唱してはいないはずである³⁰。このような無用な混乱や誤解を未然に防止するためにも、また、概念としての純化を図るためにも、IASB の測定モデルはさらに検討され、より明確に定義されるべきである。さらに、測定属性の議論に際しては、原価累積でも公正価値でもない測定属性の候補についても網羅的に検討を加えておく必要がある³¹。測定属性に応じて会計処理の体系を導くことに合理性が認められるとすれば、測定モデルの究明が負債会計の方向性を左右

²⁶ 例えば、製品保証が挙げられる。なお、製品保証については、収益認識基準で言及されることとなり、非金融負債の例示から削除されている（IASB 2010b）。

²⁷ IAS 第 37 号において、引当金は「報告期間の終了日において、現在の債務を決済するために必要となる支出額の最善の見積額」をもって測定することとされており（IAS37, par. 36）、製品保証などのポートフォリオの負債については期待値に基づく測定額が、単一の負債については最も起こりうる結果（most likely outcome）に基づく測定額が、それぞれ IAS 第 37 号にいう「最善の見積額」となるとされている（IAS37, pars.39-40）。

²⁸ 例えば、キャッシュフローが 90%の確率で 10 ドルになるケースと 10%の確率で 1,000 ドルとなるケースという 2 つの結果を有するケースである。この場合、現実的な結果は 10 ドルか 1,000 ドルのキャッシュフローが生じる 2 つの結果だけしかないが、期待値として算定される 109 ドルがもっとも理に適った測定額となるわけである（FAC7, par. 52）。なお、この点については、2006 年の世界会計基準設定主体会議（WSS 会議）にて配布された「スタッフペーパー」（IASB 2006e）に詳しい。

²⁹ 基準書第 157 号「公正価値測定」（ASC, Topic 820 へと移行）は、公正価値を「測定日において、市場参加者による秩序だった取引に基づき、資産を売却することにより受け取るかまたは負債を移転することにより支払う価格（傍点筆者）」と定義している（FAS157, par. 5）。ちなみに、FAS 第 157 号と IASB の公正価値測定に関する公開草案による公正価値の定義は、文言も同一である（IASB 2009b, par. 1）。なお、2011 年 5 月、IASB は IFRS 第 13 号「公正価値測定」を公表し、FASB も Topic 820 に修正を加えた。

³⁰ とすれば、期待現在価値法を用いることがすなわち公正価値測定であるというにわかに信じ難い誤解が生じているのかもしれない。

³¹ 例えば、川村（2007a）等は、非金融資産の会計処理との整合性を勘案し、負債の当初認識に際して対価の受取りがあった時点で当該受取額によって測定し、その後はプロジェクト終了時点で期待される負債の清算価額まで受取対価を規則的に配分し、さらにはその後、非金融負債について負担が増加し、非金融負債の清算価額が増加し、負債の簿価を上回る場合には、当該清算価額で評価し、簿価との差額を損失として認識する方法を提案している。

する極めて重要な検討課題であることを理解していなければならない。

4.2 負債測定における「リスク」の取扱い

時に些末な論点に数えられるかもしれないが、負債測定における種々のリスクの取扱いは、投資者に提供されるべき会計情報のあり方にも直結する検討課題を含んでおり、軽視してはならない論点である。

まず、期待現在価値法等の適用に際して、将来キャッシュフローの見積額にいわゆる「分散」の相違（「分散リスク」）を調整する方法とその結果の解釈が問題となる。分散リスクについては、①分散の相違を調整しなければ確率分布の相違がキャッシュフローに反映されないことから、分散リスクを負債測定に反映すべきことと、②分散リスクを調整すれば負債額が増加すると解される点において、各種基準等の見解は一致している。一般に、分散リスクをキャッシュフローに調整する場合にはキャッシュフローを増額し、利子率に調整する場合には利子率をマイナス調整することによって、負債額が増加することとなる³²。

しかしながら、分散リスクの調整に関するこのような理解は、必ずしも普遍性を備えてはいないようである。黒川（2009a）や鈴木（2009）は、「分散リスクを調整すると、負債額が減少する」という仮説の検証を試みている。たしかに、リスク回避志向の情報利用者であれば、分散リスクを加味すれば、資産については分散リスクの大きい資産ほど過小に評価するはずである。そして、そのような資産を逆に負債として保有する側の主体が資産と同額を負債として計上すべきであるとすれば、分散リスクは負債を減少させる効果を有しているはずである³³。したがって、分散リスクを加味すると負債額が増加するというのであれば、資産と負債の計上額の相違が合理的なものとして許容される論理構成を採る必要がある³⁴。ここで、公正価値を測定属性として採用する場合には、ある項目を資産として保有する側と負債として保有する側のあいだで計上額が相違することを肯定しえるのかという根本的な疑問が生じる。分散リスクの調整についても、測定属性との関係に留意す

³² 分散リスクを会計測定に反映する代表的な方法としては、①割引前将来キャッシュフローに調整を行う方法、②利子率に調整を行う方法、③割引後将来キャッシュフローに調整を行う方法の3つが考えられる。FASBの基準書第143号は、①の方法を採用した（FAS143, Appendix C）。また、現行のIAS第37号、IAS第37号の「改訂草案」、基準書第157号は、①と②の方法が使用可能であるとした（IAS37, pars. 43 and 47；IASB 2005, par. 38；FAS157, pars. B15 and C58-C61）。さらに、「作業草案」等では、①②③いずれの方法も可能であるとしている（IASB 2010a, par. B16；IASB 2010b, par. B16）。

³³ 資産除去債務を題材として、鈴木（2009）は、資産除去債務額を除去に伴う将来キャッシュアウトフローにかかる不確実性と同等の不確実性を有するキャッシュインフローをもたらす資産への投資に必要な額であると解すれば、第3者または自身による当該投資をつうじて負債にかかるキャッシュアウトフローの分散リスクを相殺することが可能という考え方を基礎としている。そして、資産除去債務にかかるキャッシュアウトフローの不確実性に応じて投資対象となる資産に求められる期待収益率も引き上げられることから、割引計算を行うと資産への投資額の割引現在価値もその分だけ減少する。つまり、負債にかかる不確実性が高ければ割引利子率が高くなり、資産投資額の現在価値が減少するという結果が観察される。したがって、「分散リスクが大きいほど利子率は上昇し、負債の現在価値が減少する」という結論が導かれるわけである。

³⁴ 川村（2007a, 注53）は、情報利用者のリスク選好の観点から、資産には下方に評価するバイアスがかかり、負債には上方に評価するバイアスがかかることを指摘している。

る必要があるようである。

続いて、非金融負債の測定に際しては、信用リスクの調整も大きな問題となっている。すでに公正価値測定の枠組みでは、金融負債・非金融負債を問わず信用リスクを調整する方向性が具体化されている (FAC7, par. 78 ; FAS143, par. 8 ; FAS157, par. 15 ; IASB 2009b, par. 30)。もっとも、現在、信用リスクに関する議論の中心は金融負債である³⁵。そのような現状において、非金融負債の測定に際した信用リスクの調整を直接に議論することは、論理の飛躍を招きやすい。したがって、本稿では、金融負債を念頭に置いた議論に言及し、そこから示唆を得るにとどめておくこととする。

負債測定において信用リスクを加味した場合、「(ダウングレーディング) パラドクス」とよばれる現象を引き起こすことが懸念されている。ここにいう「パラドクス」とは、信用リスクプレミアムを例えば利子率に調整 (プラス調整) した結果、負債計上額 (現在価値) の減少が認められ、それに伴い評価益 (債務免除益) が計上される現象をいう³⁶。このような「信用リスクが高くなると負債額が減少し、評価益が計上される」という直感的に矛盾した状況を懸念して、信用リスクを加味することに難色を示す論者も多いが、この「パラドクス」とよばれる現象に焦点を当ててみると、信用リスクを負債測定額に反映する難しさが浮き彫りとなる。なぜなら、一般に、信用リスクの上昇に伴い、負債額が減少するとともに、自己創設の無形資産に価値の毀損が生じると解されるからである (JWG 2000, par. 4.57)。つまり、信用リスクの上昇により負債評価益が計上される現象が「パラドクス」に映るということは、自己創設無形資産の価値毀損による損失と負債の評価益が相殺されずに評価益のみ計上された状況にあることを意味している³⁷。このように、負債測定における信用リスクの取扱いについては、資産評価との整合性の問題へと拡大する³⁸。

もちろん、単純に考えれば、真に「パラドクス」とよばれる状況を回避するためには、自己創設無形資産の価値毀損を漏れなく把握する会計の枠組みを採用すればよい。しかし、それは会計情報が直接に企業価値を示す枠組みへと移行することを意味しており、財務報告の目的に照らせば、投資者が会計情報をもとに企業価値を推定する枠組みを直ちに放棄

³⁵ 佐藤 (2003) は、金融負債について、信用リスクの取扱いの観点から負債に適用可能な測定属性を網羅的に検討している。

³⁶ これは、債権者から株主への「富の移転」として知られる現象である (Barth and Landsman 1995, p. 104)。岩村 (2005, pp. 104-105) は、社債について、市場価格が下落するということは自社社債のデフォルトの危険が高まっていることを市場が評価した結果であり、社債のデフォルトとは株式会社の有限責任性を利用した債務の踏倒しにほかならず、株主が社債権者に転嫁したリスクの分だけ評価益が発生すると、そのメカニズムを説明している。

³⁷ このような議論は、金融商品に関する JWG の提案に対してフランスおよびドイツ代表団から反対意見として提起されている。なお、徳賀 (2008, pp. 133-136) は、真にパラドクスが発生する状況として、金融負債に発生した評価益と対応する評価減が、①非金融資産ののれん価値部分 (取得原価を超える使用価値相当部分) に発生する場合と、②オフバランスの無形資産にかかる損失である場合を指摘している。

³⁸ IASB は、信用リスクについて包括的な検討を促す「ディスカッションペーパー」とそれに付随する「スタッフペーパー」を公表している。「スタッフペーパー」(IASB 2009c) は、信用リスクを調整することに対する賛成意見と反対意見を整理している。本稿で取り上げた議論は、反対意見に「会計上の不整合」として挙げられるものである。

する必然性はない³⁹。金融負債のみならず、非金融負債の測定額に信用リスクを反映するという事は、結果として個別論点の背後にある会計のパラダイムシフトを後押しする側面がある⁴⁰。

5. おわりに

非金融負債会計については、制度上、歴史的とも称すべき再構築が進行しているところである。非金融負債会計の論点は、概念的なものから具体的な測定技法まで多岐にわたるが、本稿で言及した諸論点は、いずれも優先的に検討すべき課題ばかりである。

先人たちの努力によって、非金融負債会計については、検討課題はすでに明確にされている。そして、一定水準の訓練を受けた会計専門家であれば、各種基準や先行研究を手がかりにすれば、非金融負債会計についてある程度の類型化が可能であり、そこから採るべき会計処理方法を導出することは可能である⁴¹。本稿では、測定属性に着目することによって、非金融負債会計の体系にある程度の見通しがつくことを示唆している。

しかし、測定属性の選択結果から導出される会計処理は、絶対的な結論ではない⁴²。また、推定債務の取扱いを検討するに際しては制度会計の役割にまで言及され、非金融負債の会計処理を検討するに際して非金融資産と非金融負債の会計処理を同時に検討することも試みられており⁴³、負債会計という個別論点を超越した検討が不可欠となっている。さらには、信用リスクの取扱いに関する議論からも明らかなように、非金融負債会計の再構築は、会計のパラダイムのあり方に関する壮大な議論とも結び付いている。

(付記) 本稿は、平成 22 年度滋賀大学経済学部リスク研究センター助成研究 (CRR Research Grant 1001) による研究成果の一部である。また、本稿の作成に際して、花堂靖仁先生 (早稲田大学) よりコメントを賜った。ここに記して御礼申し上げる。ただし、本稿における見解は筆者の見解であり、内容等の責任はすべて筆者に帰属している。

³⁹ 草野 (2010, pp. 62-63) は、金融負債について、パラドクスを回避する方法として、①償却原価で測定する方法、②当初認識後、報告主体自身の信用リスクの変化を無視する現在価値で測定する方法、③当初認識から報告主体の信用リスクの影響を控除して測定する方法、④公正価値で測定するが信用状況の変化によって生じる公正価値の変動を純利益または純損益に反映しない方法に言及している。

⁴⁰ 徳賀 (2011) は、会計パラダイムの変化のメルクマールとなりうる事象として、本稿でも言及した期待値による評価、信用リスクの反映、公正価値評価を挙げている。

⁴¹ 松本 (2007) は、引当金会計のモデルを 6 つ識別 (引当金会計の諸技法を認識面 2 とおりと測定面 3 とおりの組合せで 6 とおりのモデル) し、それぞれのモデルに該当する会計基準が存在することを明らかにしている。

⁴² 黒川 (2002) は、情報利用者の効用関数に着目し、測定額と実際発生額との誤差の大きさを重視する場合には期待値を、また、誤差の大きさを考慮せず可能な限り測定額と実際発生額が一致する可能性を重視する場合には最頻値がそれぞれ適切的な測定額となることを明らかにしている。このような検討結果は、情報利用者の効用に応じて、「最終的な決済額」に基づく測定額を計上する場合であっても、認識要件として蓋然性要件を要しない余地があることを示唆している。

⁴³ 川村 (2007b) は、非金融資産の減損と非金融負債の負担増加の会計処理を検討し、プロジェクト全体で発生した減損損失の配分方法に言及し、さらには貸借対照表における相殺表示に言及している。

【参考文献】

- Barth, Mary E. and Wayne R. Landsman. 1995. Fundamental Issues Related to Using Fair Value Accounting for Financial Reporting. *Accounting Horizons* 9 (4) : 97-107.
- Botosan, Christine A., Lisa Koonce, Stephen G. Ryan, Mary S. Stone, and James M. Wahlen. 2005. Accounting for Liabilities: Conceptual Issues, Standard Setting, and Evidence from Academic Research. *Accounting Horizons* 19 (3) : 159-186.
- FASB. 1975. *Accounting for Contingencies*. Statement of Financial Accounting Standards No. 5. Stamford, Connecticut: FASB.
- . 1976. *Reasonable Estimation of the Amount of a Loss*. FASB Interpretation No. 14. Stamford, Connecticut: FASB.
- . 1984. *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*. Statement of Financial Accounting Concepts No. 5. Stamford, Connecticut: FASB.
- . 1985. *Elements of Financial Statements*. Statement of Financial Accounting Concepts No. 6. Stamford, Connecticut: FASB.
- . 2000. *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*. Statement of Financial Accounting Concepts No.7. Norwalk, Connecticut: FASB.
- . 2001. *Accounting for Asset Retirement Obligations*. Statement of Financial Accounting Standards No. 143. Norwalk, Connecticut: FASB.
- . 2005. *Selected Issues Relating to Assets and Liabilities with Uncertainties*. Invitation to Comment. Norwalk, Connecticut: FASB.
- . 2006. *Fair Value Measurements*. Statement of Financial Accounting Standards No. 157. Norwalk, Connecticut: FASB.
- . 2010. Conceptual Framework for Financial Reporting—Chapter 1, *The Objective of General Purpose Financial Reporting*, and Chapter 3, *Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*. Statement of Financial Accounting Concepts No. 8. Norwalk, Connecticut: FASB.
- . 2011. *Accounting Standards CodificationTM* (visited Mar. 31, 2011) <<http://asc.fasb.org/home>>.
- FASB and IASB. 2008. *Phase B: Elements & Recognition*. Conceptual Framework: Agenda Paper 2. Norwalk, Connecticut: FASB; London, U.K.: IASCF.
- Foster, John M. (Neel) and Wayne S. Upton. 2001. The Case for Initially Measuring Liabilities at Fair Value. *Understanding the Issues* 2 (1) . Norwalk, Connecticut: FASB (澤悦男・佐藤真良訳. 2002. 「公正価値による負債の当初測定」『企業会計』54 (8) : 120-124) .
- IASB. 2005. *Amendments to IAS 37 Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets and IAS 19 Employee Benefits*. Exposure Draft of Proposed. London, U.K.: IASCF.
- . 2006a. *Conceptual Framework Elements 2: Liability Definition*. Agenda Paper 9A. London, U.K.: IASCF.
- . 2006b. *Amendments to IAS 37: Eliminating the Term Contingent liability*. Agenda Paper 4A. London,

- U.K.: IASCF.
- . 2006c. *Amendments to IAS 37: Reconsidering the Probability Recognition Criterion*. Agenda Paper 3A. London, U.K.: IASCF.
- . 2006d. *Amendments to IAS 37: Revisiting the Lawsuits*. Agenda Paper 3B. London, U.K.: IASCF.
- . 2006e. *Non-Financial Liabilities—The IASB’s Proposed Amendments to IAS 37*. Agenda paper 6. London, U.K.: IASCF (山田辰己 (五反田屋信明訳) . 2006. 「IAS 第 37 号『非金融負債』に関する討議資料」『企業会計』 58 (4) : 176-182) .
- . 2009a. *Stand-Ready Obligations. Liabilities—Amendments to IAS 37: Agenda Paper 4D*. London, U.K.: IASCF.
- . 2009b. *Fair Value Measurement*. Exposure Draft. ED2009/5. London, U.K.: IASCF.
- . 2009c. *Credit Risk in Liability Measurement*. Staff Paper: Accompanying DP/2009/2. London, U.K.: IASCF.
- . 2010a. *Measurement of Liabilities in IAS37*. Exposure Draft. London, U.K.: IASCF.
- . 2010b. *Liabilities*. Working Draft. London, U.K.: IASCF.
- . 2010c. *Recognising Liabilities Arising from Lawsuits*. Staff Paper. London, U.K.: IASCF.
- IASB. 1989. *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*. London, U.K.: IASCF.
- . 1998. *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*. International Accounting Standard 37. London, U.K.: IASCF.
- JWG. 2000. *Financial Instruments and Similar Items*. JWG (日本公認会計士協会訳. 2001. 『金融商品及び類似項目』東京: 日本公認会計士協会) .
- Rogers, C. Gregory. 2005. *Financial Reporting of Environmental Liabilities and Risks after Sarbanes-Oxley*. Hoboken, New Jersey: John Wiley & Sons, Inc.
- 赤塚尚之. 2010. 『環境負債会計論』滋賀: 滋賀大学経済学部.
- 岩村 充. 2005. 『企業金融講義』東京: 東洋経済新報社.
- 川村義則. 2007a. 「非金融負債をめぐる会計問題」『金融研究』 26 (3) : 27-67. 東京: 日本銀行金融研究所.
- . 2007b. 「非金融負債の会計処理」『早稲田商学』 413・414: 77-100.
- 草野真樹. 2010. 「金融負債の公正価値測定の動向と報告企業の信用状態の変化」『會計』 178 (4) : 58-70.
- 黒川行治. 2002. 「予測要素の拡大がもたらす会計測定・理論への影響」『會計』 161 (2) : 27-38.
- . 2009a. 「資産除去債務を巡る会計上の論点」『企業会計』 61 (10) : 18-30.
- . 2009b. 「非金融負債の公正価値測定の含意」『會計』 176 (5) : 1-16.
- 佐藤信彦. 2003. 「金融負債の測定と報告企業の信用リスク」(醍醐聰責任編集・田中健二編著. 2003. 『金融リスクの会計』東京: 東京経済情報出版: 61-82) .
- 鈴木一水. 2009. 「資産除去債務の当初測定」『企業会計』 61 (10) : 31-39.
- 田中健二. 2010. 「IFRS における負債の認識と測定」『企業会計』 62 (9) : 18-24.
- 徳賀芳弘. 1994. 「伝統的な負債概念から新しい負債概念へ—米国における変化—」『企業会計』 46 (8) : 67-74.

- . 1999. 「負債・資本金会計のアポリア」(醍醐聰編著. 1999. 『国際会計基準と日本の企業会計』東京: 中央経済社: 123-170) .
- . 2008. 「公正価値会計の意味—概念の明確化と経済社会へのインパクト—」(シャムサンダー・山地秀俊編著. 2008. 『日本のもの造り組織指向の会計と国際会計』兵庫: 神戸大学経済経営研究所: 121-164) .
- . 2011. 「負債と経済的義務」(斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集. 2011. 『企業会計の基礎概念』東京: 中央経済社: 113-163) .
- 長東 航. 2010. 「投資情報の拡大と負債概念—会計基準設定の国際的動向からの考察—」『企業会計』62 (10) : 104-112.
- 松本敏史. 2007. 「引当金会計モデルの種類と会計基準」『財務会計研究』1: 51-65. 財務会計研究学会.
- . 2010. 「IAS 第37号を巡る動きと計算構造の変化」『企業会計』62 (9) : 25-32.